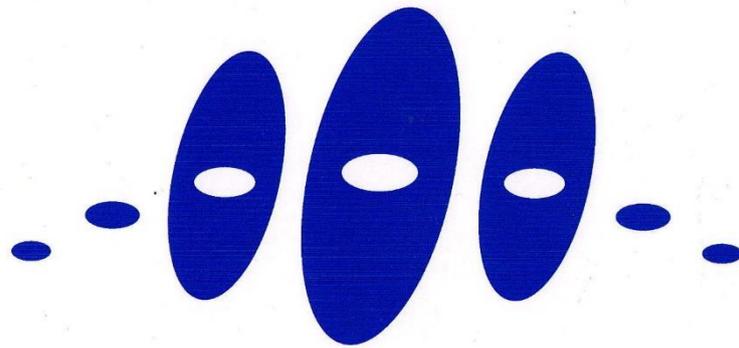


給水装置工事施工基準書



WATER SERVICE OF THE WESTERN SAGA

西佐賀水道企業団

西佐賀水道企業団の概要

西佐賀水道企業団は当初、佐賀県営水道事業として、佐賀平野中央部（旧佐賀市を除く）の11町村を給水区域とし、広域水道の策定がなされ、昭和28年3月25日事業許可を受けたが、区域の広さや工事完成の長期化による水道利用の遅延などにより事業縮小をやむなくされた。

一方、石炭採掘による鉱害の影響を受けた久保田町、牛津町、芦刈町では通産省の鉱害区域の認定を受け、臨時石炭鉱害復旧事業法に基づく特別鉱害復旧事業に計画変更し、昭和29年(9)月給水区域変更認可のもと、計画給水人口23,300人、計画一日最大給水量3,330 m^3 にて、昭和28年12月1日着工、昭和33年3月31日に竣工し、創設された。

昭和33年10月、佐賀県営水道廃止に伴い、受益3町は県有各施設の貸付を受け、西佐賀水道組合を設立。水道事業認可のもと、水道事業の経営を開始した。

昭和41年公営企業法の改正により、西佐賀水道企業団と改称し、昭和50年10月1日には隣接する三日月町、福富町と合併し、構成団体が5町となった。

平成10年2月には、水道事業経営変更認可のもと計画給水人口42,500人、計画一日最大給水量18,910 m^3 となり、平成13年4月より佐賀西部広域水道企業団から水道用水の受水を開始した。

また市町村合併により、平成17年1月1日、白石町、平成17年3月1日、小城市が誕生し、平成19年10月1日に久保田町と佐賀市が合併し、構成団体が佐賀市、小城市、白石町の2市1町となり、現在に至っている。

西佐賀水道企業団給水区域

佐賀市久保田町

小城市牛津町

小城市芦刈町

小城市三日月町（久米・本告・甘木を除く）

杵島郡白石町福富（北区の一部・上区の一部を除く）

西佐賀水道企業団所在地

〒849-0201 佐賀市久保田町大字徳万57番2

TEL(0952)68-2225 FAX(0952)68-2830



牛尾配水ブロック

計画給水人口 35,200人
 一日最大給水量 15,890m³

砥川配水ブロック

計画給水人口 3,500人
 一日最大給水量 1,440m³

三日月配水ブロック

計画給水人口 3,800人
 一日最大給水量 1,580m³

目次

第1章 総則

1-1	目的	1-1
1-2	用語の定義	1-1
1-3	施工基準書が定める内容	1-1
1-4	給水装置工事の種類	1-2
1-5	指定給水装置工事事業者制度	1-2

第2章 給水装置工事の事務手続き

2-1	給水装置工事の順序	2-1
2-2	給水装置工事申込み	2-3
2-3	加入金	2-7
2-3	審査・検査手数料	2-8

第3章 給水装置工事の計画・設計

3-1	計画・設計の基本条件	3-1
3-2	給水方式の決定	3-1
3-3	計画使用水量	3-4
3-4	同時使用水量の算定方法	3-6
3-5	受水槽式給水の受水槽容量と計画使用水量	3-11
3-6	給水管の口径決定	3-12
3-7	メーター口径決定	3-28

第4章 給水装置の構造及び材質

4-1	給水装置の構造及び材質の基準	4-1
4-2	給水管及び給水用具の選定	4-1
4-3	給水装置用材料	4-2
4-4	給水装置指定使用材料	4-4

第5章 水の衛生・安全対策

5-1	給水装置の耐圧	5-1
5-2	水の汚染防止	5-1
5-3	破壊防止	5-1
5-4	浸食防止	5-3
5-5	逆流防止	5-6
5-6	凍結防止	5-10
5-7	クロスコネクション防止	5-10

第6章 給水装置の施工

6-1	給水管の分岐	6-1
6-2	給水管分岐の使用材料	6-4
6-3	給水管の使用材料	6-5
6-4	給水管の埋設深	6-6
6-5	給水管の配管	6-6
6-6	水道メーターの設置	6-16
6-7	逆止弁の設置	6-20
6-8	排水弁の設置	6-22
6-9	宅内（メーター二次側）の配管	6-23
6-10	道路掘削工事	6-26

第7章 検査

7-1	公道部検査	7-1
7-2	宅内部検査	7-1
7-3	水圧検査	7-2
7-4	工事写真の提出	7-3
7-5	水質検査	7-4
7-6	手直し等	7-5
7-7	検査の中止	7-5
7-8	竣工検査完了後	7-5
7-9	工事竣工後の対応	7-6

第8章 受水槽の設置基準

8-1	受水槽以降の専用装置	8-1
8-2	給水方式	8-1
8-3	設置要件	8-1
8-4	事前協議	8-2
8-5	受水槽の設置位置	8-2
8-6	受水槽の構造及び材質	8-2
8-7	受水槽の容量	8-5
8-8	受水槽への給水	8-5
8-9	メーター設置基準	8-6
8-10	加圧ポンプ	8-6
8-11	危険防止	8-6
8-12	受水槽以降専用装置の配管設備	8-6
8-13	受水槽以降専用装置の表示	8-7
8-14	受水槽以降専用装置の維持管理	8-7

第9章	給水主管工事の取扱い	
9-1	給水主管工事の適用条件	9-1
9-2	給水主管工事の施工条件	9-2
9-3	事前協議	9-2
9-4	給水主管の口径の決定	9-3
9-5	給水主管工事の申請	9-3
9-6	給水主管工事の施工	9-4
9-7	工事完成後の竣工検査	9-4
9-8	寄附採納	9-5
第10章	特定集団住宅等の取扱い	
10-1	用語の定義	10-1
10-2	特定集団住宅等の適用要件	10-1
10-3	事前協議	10-2
10-4	特定集団住宅等の認定	10-2
10-5	特定集団住宅等の契約	10-2
10-6	専用装置、検針設備の維持管理	10-3
10-7	管理責任者の選定	10-3
10-8	届出の義務	10-3
10-9	契約の解除	10-3
10-10	委任	10-3
第11章	3階直結直圧式給水	
11-1	目的	11-1
11-2	対象地域	11-1
11-3	対象建築物	11-1
11-4	対象除外建築物	11-1
11-5	適用要件	11-2
11-6	事務処理の流れ	11-3
11-7	既存建物での受水槽方式から直結直圧給水方式への切り替え	11-4
11-8	その他事項について	11-5
第12章	水道直結式スプリンクラー設備設置基準	
12-1	目的	12-1
12-2	事前調査・協議	12-1
12-3	給水申請	12-2
12-4	配管・施工	12-2
12-5	申請者の承諾	12-3
12-6	申請の流れ	12-3